

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年7月27日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 ； 関東信越（神奈川県）（受）第 2300145 号  
厚生局事案番号 ； 関東信越（神奈川県）（厚）第 2300018 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男  
基礎年金番号 ；  
生 年 月 日 ； 昭和 50 年生  
住 所 ；

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； ① 平成 27 年 7 月 13 日  
② 平成 27 年 12 月 14 日  
③ 平成 28 年 7 月 11 日  
④ 平成 28 年 12 月 12 日  
⑤ 平成 29 年 7 月 10 日  
⑥ 平成 29 年 12 月 11 日

A 社から、請求期間①から⑥までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る賞与が保険給付の対象とはならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当記録）になっている。

調査の上、請求期間①から⑥までに係る賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

事業主から提出された請求期間①から⑥までの賞与に係る賃金台帳（写）及び賞与明細書（写）により、請求者は、当該期間において、A 社からそれぞれ請求期間①に 62 万 5,000 円、請求期間②に 43 万 1,000 円、請求期間③に 48 万 3,000 円、請求期間④に 43 万 6,000 円、請求期間⑤に 38 万 3,000 円、請求期間⑥に 37 万 2,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、事業主が請求者に係る厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

また、事業主及び請求者は、請求期間当時のA社において、請求者は、経理及び総務全般の業務を担当しており、社会保険の届出及び社会保険料の納付について判断する権限を有し、責任を負う立場であった旨回答している。

さらに、事業主は、請求期間当時においては、請求者に社会保険の届出及び社会保険料の納付についての業務を一任していた旨陳述している上、請求者も、請求期間①から⑥までに係る賞与支払届について、自らの判断で提出を遅らせ、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権の時効成立後の提出となった旨陳述している。

これらのことから、請求者は、上記のとおり厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間①から⑥までについては、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。